

## 別記（第10条関係）

### 低入札価格調査による失格判定基準

1. 指定期日までに調査様式（第8条各号に掲げる書面）の提出がない場合
  - (1) 指定期日までに調査様式の提出が全くない場合
  - (2) 指定期日までに調査様式の一部において提出がなく、必要な調査を行うことができない場合
2. 低入札価格調査に協力しない場合
  - (1) 提出した報告書の根拠資料が、調査者が定める期限（調査日）に整わない場合（追加資料などで調査者の承認を得たものを除く。）
  - (2) 事情聴取に応じない場合
3. 積算の内訳が設計仕様書等に適合しない場合
  - (1) 発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や契約の履行条件を満たしていない場合
4. 積算の内訳について、その金額の算出根拠が明らかでない場合
  - (1) 算出根拠が明確でない場合
  - (2) 金額が一括計上されている場合
  - (3) 必要な経費が計上されていない場合
  - (4) 再委託見積額を下回る積算額が計上されている場合
  - (5) 再委託見積書等の委託内容（規模、数量等）が不明確な場合
  - (6) 配置予定技術者等の人事費、保険料等の必要な経費が計上されていない場合
  - (7) 計上する数量及び金額が、根拠のある合理的、かつ現実的なものか確認できない場合
5. 履行体制が適正でない場合
  - (1) 当該業務を適正に履行できる体制となっていない場合

- (2) 再委託予定業者の委託内容が不明確な場合
- (3) 必要な費用が適正に計上されていない場合
- (4) 明らかに無理な労働時間となっている場合
- (5) 対象業務の労働時間が適切に計上されていない場合

6. 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合

- (1) 技術者の雇用関係等が確認できない場合
- (2) 配置予定技術者等の雇用関係が確認できない場合
- (3) その他法令違反

7. 上記の他、適正な委託業務の履行が見込めない場合

- (1) 入札日から過去1年以内において、賃金不払い等で送検（労働基準監督署から検察庁への書類送検）を受けている場合（ただし、不起訴となった場合は除く。）
- (2) その他、適正な委託業務の履行が見込めない場合